

## 流動性に係る経営の健全性の状況（単体・単体流動性カバレッジ比率に関する開示事項）

### 1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項（第2条第2項第1号）

当行の2019年3月期第4四半期の単体流動性カバレッジ比率は、分子の適格流動資産の合計額が減少したことを主因に、2019年3月期第3四半期と比較して9.2%下落しております。

(2015年金融庁告示第7号、別紙様式第一号)

(単位：百万円、%、件)

項目	当第4四半期 (2019年3月期 第4四半期)		当第3四半期 (2019年3月期 第3四半期)		前年第4四半期 (2018年3月期 第4四半期)		前年第3四半期 (2018年3月期 第3四半期)		
<b>適格流動資産 (1)</b>									
1 適格流動資産の合計額	990,334		1,029,681		1,198,037		1,241,712		
<b>資金流出額 (2)</b>									
	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	
2 リテール無担保資金調達に係る資金流出額	3,360,694	273,265	3,398,250	277,550	3,427,900	281,745	3,423,340	281,934	
3    うち、安定預金の額	897,731	26,931	890,185	26,705	872,605	26,178	863,413	25,902	
4    うち、準安定預金の額	2,462,963	246,333	2,508,064	250,844	2,555,295	255,567	2,559,927	256,031	
5 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額	1,267,409	649,873	1,224,075	652,858	1,225,414	654,056	1,192,250	638,192	
6    うち、適格オペレーショナル預金の額	0	0	0	0	0	0	0	0	
7    うち、適格オペレーショナル預金及び 負債性有価証券以外のホールセール無 担保資金調達に係る資金の額	1,132,912	515,375	1,040,002	468,786	1,018,895	447,536	948,678	394,620	
8    うち、負債性有価証券の額	134,497	134,497	184,072	184,072	206,519	206,519	243,572	243,572	
9 有担保資金調達等に係る資金流出額	/	115	/	1,829	/	37	/	0	
10 デリバティブ取引等、資金調達プログラム 及び与信・流動性ファシリティに係る資金 流出額	317,743	45,217	319,251	45,891	288,158	42,864	295,920	41,556	
11    うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額	14,486	14,486	15,097	15,097	14,774	14,774	16,315	16,315	
12    うち、資金調達プログラムに係る資金流出額	0	0	0	0	0	0	0	0	
13    うち、与信・流動性ファシリティに係 る資金流出額	303,256	30,730	304,154	30,794	273,383	28,089	279,605	25,240	
14 資金提供義務に基づく資金流出額等	37,097	21,347	34,372	25,847	37,160	25,981	42,739	32,559	
15 偶発事象に係る資金流出額	199,299	5,737	224,444	6,497	199,068	5,716	230,950	6,710	
16 資金流出合計額	/	995,557	/	1,010,475	/	1,010,400	/	1,000,952	
<b>資金流入額 (3)</b>									
	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	資金流出率を 乗じる前の額	資金流出率を 乗じた後の額	
17 有担保資金運用等に係る資金流入額	0	0	0	0	0	0	0	0	
18 貸付金等の回収に係る資金流入額	341,349	243,147	382,057	288,497	358,437	265,443	406,662	303,038	
19 その他資金流入額	42,980	18,394	29,040	7,478	48,194	24,600	86,099	60,223	
20 資金流入合計額	384,329	261,541	411,097	295,975	406,631	290,044	492,762	363,261	
<b>単体流動性カバレッジ比率 (4)</b>									
21 算入可能適格流動資産の合計額	/	990,334	/	1,029,681	/	1,198,037	/	1,241,712	
22 純資金流出額	/	734,015	/	714,499	/	720,356	/	637,691	
23 単体流動性カバレッジ比率	/	134.9	/	144.1	/	166.3	/	194.7	
24 平均値計算用データ数	/	58	/	62	/	59	/	62	

### 2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項（第2条第2項第2号）

当行の単体流動性カバレッジ比率は、最低水準である100%を上回って推移しており、問題の無い水準にあると評価しております。また、今後も単体流動性カバレッジ比率は100%を上回る水準で推移することを見込んでおります。

### 3. 算入可能適格流動資産の合計額に関する事項（第2条第2項第3号）

当行の2019年3月期第4四半期の算入可能適格流動資産は、その90%以上を流動性が高いとされる日本国債、日本銀行預け金及び政府保証債等のレベル1資産で保有しており、2019年3月期第3四半期と比較してその水準に変化はございません。

また、主要な通貨のうち米ドルにおいて、算入可能適格流動資産の合計額が純資金流出額を下回っておりますが、米ドル調達および買い切りのために別途確保している円資産を勘案すると、算入可能適格流動資産の合計額が純資金流出額を上回ることから問題ないと評価しております。

### 4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項（第2条第2項第4号）

- (1) 「適格オペレーショナル預金に係る特例」の適用について  
当行は流動性カバレッジ比率告示第29条に定める「適格オペレーショナル預金に係る特例」を適用しておりません。
- (2) 「時価変動時所要追加担保額」の算出方法について  
当行は時価変動時所要追加担保額の算出方法について、流動性カバレッジ比率告示第37条に定める「簡便法」を適用しております。
- (3) 「その他偶発事象に係る資金流出額」について  
流動性カバレッジ比率告示第53条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」については、投資ファンド等からのキャピタル・コール等を計上対象としております。  
なお、「その他偶発事象に係る資金流出額」が「資金流出合計額」に占める割合は、2019年3月期第4四半期において1%未満です。
- (4) 「その他契約に基づく資金流出額」について  
流動性カバレッジ比率告示第60条に定める「その他契約に基づく資金流出額」については、別段預金で受入れた歳入金の決済等を計上対象としております。  
なお、「その他契約に基づく資金流出額」が「資金流出合計額」に占める割合は、2019年3月期第4四半期において1%です。
- (5) 「その他契約に基づく資金流入額」について  
流動性カバレッジ比率告示第73条に定める「その他契約に基づく資金流入額」については、流動性リスク管理上の重要性が高いと認められる取引等を計上対象としております。  
なお、「その他契約に基づく資金流入額」が「資金流入合計額」に占める割合は、2019年3月期第4四半期において4%です。
- (6) データの使用について  
流動性カバレッジ比率の水準への影響が小さいと判断される小規模の連結子法人については、資金流出額及び資金流入額を簡便的な方法で計算することとしております。なお、当行は2019年3月期第4四半期において連結子法人を有しておりません。
- (7) 日次データを使用しない項目について  
流動性カバレッジ比率の水準への影響が小さい以下の項目については日次データに代えて最新の月末データを使用して流動性カバレッジ比率を計算することとしております。
  - ・ 海外支店取引に係る項目
  - ・ その他重要性に乏しい項目なお、2019年3月期第4四半期において、日次データを使用しない項目が「適格流動資産の合計額」に占める割合は1%未満、「資金流出合計額」に占める割合は1%、「資金流入合計額」に占める割合は1%です。

## 流動性に係る経営の健全性の状況（単体・単体流動性リスク管理に係る開示事項）

### 1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項（第2条第3項第1号）

#### ①流動性リスク管理の方針

当行では、山口フィナンシャルグループ共通の「リスク管理規程」を取締役会において制定し、流動性リスクを資金繰りリスクと市場流動性からなるリスクと明確に定めております。「リスク管理規程」において、流動性リスクは、リスクの顕在化が経営に多大な影響を与えることから、リスクに対する対応においては、十分な適切性と安定性を確保することを基本方針としております。

#### ②流動性リスク管理の手続の概要

流動性リスクの顕在化の未然防止及び影響極小化のため、流動性リスク管理の基本的事項を定めた「流動性リスク管理基準」を制定のうえ、リスク管理体制及びリスク管理手続を整備しております。

具体的には、「リスク管理規程」で定められた流動性リスク管理部署が、定期的にはリスクの状況等をモニタリングし、経営やグループALM委員会に対して報告する態勢としており、適時、是正又は改善措置を実施する等、適切な対応を図っております。

### 2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項（第2条第3項第2号）

#### ①内部管理上の流動性資産・指標等

当行においては、流動性のコントロールのため、日本国債等を流動性が高い資産として区分し、適切な量の確保に努めております。

また、預金と貸出金のギャップ、資金化可能な有価証券等の保有状況、邦貨及び外貨の市場性資金の資金流入・資金流出に係るギャップなどを指標化して、リスク顕在化の可能性と発生時の影響度を評価しております。

#### ②ストレス・テストの概要等

ストレス・テストの実施にあたっては、全通貨合算ベース及び外貨ベースで複数のストレスシナリオを設定し、資金流出の急増や流動資産の急減が発生した場合の、流動性カバレッジ比率への影響度と対応の要否を定期的に確認しております。

### 3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項（第2条第3項第3号）

当行では、上記の流動性リスク管理プロセス等を通じて、流動性リスクの抑制に努めております。

不測の事態に備え、「流動性リスク危機管理対策基準」を制定し、資金繰り状況が著しく悪化した場合の各種対応策をあらかじめ定め、リスクの顕在化と影響を最小限に抑制するための態勢を構築しております。